

四日市市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第51号

四日市市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市印鑑条例施行規則（昭和59年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

印鑑登録申請書

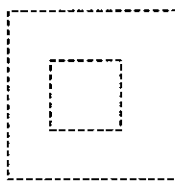
四日市市長

回答日：

下記のとおり印鑑の登録を申請します。

年 月 日

太  
枠  
の  
中  
を  
記  
入  
く  
だ  
さ  
い

登録 を す る 人	住 所  四日市市	番地 番 号
	フリガナ	登録する印鑑
	氏 名	
	年 月 日生	
窓 口 へ 来 ら れ た 人	<input type="checkbox"/> 本 人	
	<input type="checkbox"/> 代 理 人 住 所	
	氏 名	㊟
確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 証明書等 1 運転免許証 2 在留カード 3 特別永住者証明書 4 パスポート 5 個人番号カード 6 その他(名称： ) ・記号番号 ・有効期限	
	<input type="checkbox"/> 保証書 確認書類：健康保険証・年金手帳・その他 ( ) <input type="checkbox"/> 照会書 連絡先電話番号 ( )	
	<input type="checkbox"/> 手帳紛失 登録番号 同日旧印廃止届 <input type="checkbox"/> 改 印 <input type="checkbox"/> 印鑑紛失	
	印鑑登録証を受領しました。  <div style="text-align: right;">氏名 ㊟</div>	

※代理人が申請するときは登録する印鑑を押印した委任状が必要です。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(市民文化部市民課)